

## 小野田商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小野田商工会議所（以下「会議所」という）がインターネット上に公開するホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、各項に掲げる用語の意義は、次に定めるものとする。

(1) 会議所ホームページ

小野田商工会議所が管理するホームページ（URL <https://onoda-cci.or.jp/>）のことをいう。

(2) バナー広告

会議所ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

### (広告の種類及び範囲)

第3条 会議所ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という）とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 会議所ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの。
- (4) 青少年の健全育成に反するもの。
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの。
- (7) 前各号に掲げるものの他、掲載する広告として適当でないと会議所が認めるもの。
- (8) 非会員及び会費の滞納があるもの。

### (広告の規格、広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告の規格、広告を掲載するページ、位置及び枠数は会議所が別に定めるものとする。

### (掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という）は1年単位とし、1年を超えない期間とする。それ以降については、再度更新契約を交わすものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は会議所が別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

- 第6条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という）の募集は、会議所会報「商工おのだ」及び会議所ホームページ等で募集するものとする。
- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。
  - 3 広告掲載は、当月10日までに申し込みを受け付けたものは、原則として翌月1日又は初めの業務日より掲載する。

(広告掲載の申し込み及び決定)

- 第7条 掲載希望者は、「小野田商工会議所公式ホームページバナー広告掲載申込書」を添えて申し込むものとする。
- 2 会議所は、第3条の規程に基づき広告掲載の可否を決定し、掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第8条 前条の規程により、広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という）は、広告原稿を会議所が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 広告原稿は、原則として広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の協議)

- 第9条 広告の内容及びデザインについては、会議所及び会議所ホームページの信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と会議所が必ず協議することとする。

(広告掲載料と納付)

- 第10条 広告掲載料については、会議所が別に定めるものとする。
- 2 広告主は、会議所が発行する請求書により、広告掲載料を指定する期日までに一括で振り込まなければならない。なお、振込手数料は、広告主が負担する。

(広告内容等の変更)

- 第11条 広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断した時、会議所は広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

- 第12条 会議所は、次に掲げる規程のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
  - (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行なわないとき。
  - (3) 会議所ホームページへの広告の掲載が適切でないと会議所が判断したとき。

- 2 本条第1項で掲げる規程のいずれかに該当し、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、次に掲げる規程により会議所ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- (1) 広告主は、自己都合により広告の掲載を取り下げるときは、会議所に申し出なければならない。
- (2) 第1項の規程により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 会議所は、広告主の責にも帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、月割り計算により算出した金額を返還する。

但し、次に掲げる理由により、会議所が会議所ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。

- (1) 会議所のシステムの保守点検を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 停電、天災その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他、運用上、会議所が一時的な停止が必要と判断した場合

(会議所ホームページの変更及び中止)

第15条 会議所は、特段の事情により必要と認めた場合に限り、申込者に事前に通知することなく、会議所ホームページの一部または全部を変更することがある。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会議所に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償責任)

第17条 会議所は、会議所ホームページの変更、中止、中断及び会議所ホームページに広告を掲載することに関して、申込者が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとする。

その他規程に定めのないものについては、会議所と広告主が協議の上、決定するものとする。

## － バナー広告の掲載における規程 －

広告の規格	
サイズ	横：286ピクセル × 縦：90ピクセル
データ容量	300KB 以内
画像形式	JPEG / PNG
広告の掲載箇所・料金等に関すること	
掲載ページ	会議所ホームページのトップページ
掲載枠数	原則として6枠 ※空き状況は電話にてお問い合わせください。 なお、枠数は場合により追加する可能性があります。
掲載位置	<p>↓トップページ下部に掲載致します↓</p>  <p>(詳しくはURL <a href="https://onoda-cci.or.jp/">https://onoda-cci.or.jp/</a>よりご確認ください)</p>
広告掲載料	<p>① 初 回・・・16,500円(税込)</p> <p>② 更 新・・・11,000円(税込)</p> <p>※料金は月間ではなく、1年間通しての料金です。 掲載期間は、1回の申込みで最長1年間までとし、それ以降は、再度契約を更新して頂きます。後日、広告主様宛てに請求書を送付致しますので、指定する期日までにお振込みをお願い致します。 なお、振込手数料は、誠に恐縮ですが各自ご負担願います。</p>